

北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）サンプルポリシー

北極域研究加速プロジェクト
プロジェクト推進本部決定
2020年7月20日

このポリシーでは、文部科学省の補助事業として国立極地研究所、海洋研究開発機構及び北海道大学が行う北極域研究加速プロジェクト（ArCS II）（以下「本プロジェクト」という）で取得した各種のサンプルの取り扱いとその利用等についての基本的な方針を定めます。

1. 目的

本プロジェクトは、持続可能な社会の実現を目指し、北極域の環境変化の実態把握とプロセス解明、気象気候予測の高度化などの先進的な研究を推進することにより、北極の急激な環境変化が我が国を含む人間社会に与える影響を評価し、研究成果の社会実装を目指すとともに、北極における国際的なルール形成のための法政策的な対応の基礎となる科学的知見を国内外のステークホルダーに提供することを目的としています。

本プロジェクトでは北極域で極めて学術的価値の高いサンプルを取得することが予定されています。これらのサンプルは、人類共有の財産であり、研究・教育・産業界などの利用のために広く公開され、将来にわたって世界中で活用されることが重要です。これらの貴重なサンプルを長期にわたり保管し、利用しやすい形で提供することが、本プロジェクトに課せられた最も重要な目的の一つです。

2. サンプルの定義

本ポリシーで取り扱うサンプルとは、本プロジェクトで取得されたものを指します。

具体的には、生物、堆積物、岩石、海水、雪氷、大気等の採取及び取得物並びにアンケートやインタビュー等の調査研究等で得られた標本であって、知的財産を有さないものを指します。

3. サンプルの所有権

本プロジェクトで取得されたサンプルの所有権は、特別な取り決めがある場合を除き、当該サンプルを取得した機関に帰属します。

4. サンプルの保管・管理・利用

本プロジェクトで取得されたサンプルは、当該サンプルを取得した機関において保管・管理され、その利用についてはそれぞれの機関に定められたルールに従います。

本プロジェクトは、以上の基本方針を担保するために、本プロジェクトに参加する全ての研究者及び研究機関等に対し本ポリシーに則ったルールの遵守を要請します。